

(対大臣・副大臣・政務官)
4月18日(火)参・法務委

司法法制部 作成
山添 拓議員(共産)

1問 質の高い法曹を輩出する理由についてどのように
考えているか、法務大臣の見解を問う。

〔結論〕

・ 国民が安心して暮らしていくためには、社会の様々な場面で幅広い法的サービスを提供することができる法曹の協力や支援を得ることが必要。

そのような観点から、法曹は、国民の社会生活上、極めて重要な役割を果たしていると認識。

・ したがって、そのような社会的要請に応えるために、法曹は、高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍することが期待される。

そのような観点からみて、今後とも、質の高い法曹を輩出していく必要があるものとする。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対**大臣**・副大臣・政務官)
4月18日(火) 参・法務委

司法法制部 作成
山添 拓議員(共産)

2問 本改正法案は、貸与制に移行したことで法曹志望者の減少に拍車がかかったという反省を踏まえて提出したもののか、法務大臣の見解を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法曹志願者の減少は複数の要因が影響しているが、本改正法案は、法曹人材確保の充実・強化を図るためのもの。

〔法曹志望者減少の理由〕

- ・ 給費制から貸与制への移行が法曹志望者の減少に「拍車をかけた」かどうかは、「拍車をかける」との言葉の意義の取り方にもよるので、お答えをすることは難しいところ。
- ・ 法曹志望者数の減少については、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの」となっていると指摘されているところ。
- ・ また、昨年、法務省が文部科学省と共同で実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケートにおいては、法曹志望に当たっての不安として、法科大学院や司法修習における経済的負担等が挙げられているところ。
- ・ 法務省としては、法曹志望者の減少についてはこれら複数の要因が影響しているものと考えている。



平成29年4月18日(火)
山添 拓 議員(共産)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 給費制下の支給金額及び貸与制下の貸与額は、修習専念義務の下、司法修習生が修習生活を送る上で必要な額であるという前提で制度設計がなされていたのか、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 給費制下では、国から司法修習生に対し、給与(新64期では月額20万4200円)のほか、国家公務員に準じて諸手当が支給されていたところ、これは、修習専念義務を負う司法修習生が、修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるようにし、修習の実効性を確保するための方策の1つとして採用されていたもの。
- ・ 現行貸与制下における国から司法修習生に対する貸与額は、その申請により、基本額として月額23万円とされているところ、これは、給費制下の支給水準との連続性も考慮し、司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念するために必要な内容として定められたものと理解。

(参考資料)「司法修習生に対する支給等一覧」

司法修習生に対する支給等一覧

| | 現行（貸与制） | | 旧（給費制） | |
|---|---------------------------|------|-----------------------------|------|
| | 65期～ | | ～現行64期 新60～64期 | |
| | 貸与金（基本額） 月 23万円 | | 給与（本俸） 月 20万4200円 | |
| 修習開始 | | | | |
| | 転居あり | 転居なし | 転居あり | 転居なし |
| 旅費（居住地 → 実務修習地） ※ 修習初日のみ | 支給 | 支給 ※ | 支給 | 支給 ※ |
| 移転料*（居住地 → 実務修習地） * 引越代相当額（以下同じ） | 支給 | — | 不支給 | — |
| | 〈67期（平成25年11月）から支給開始〉 | | | |
| 分野別・選択型実務修習中 | | | | |
| 通所費（自宅 ↔ 修習場所） | 不支給 | | 支給（通勤手当） | |
| 家賃 | | | 支給（住居手当） | |
| 社会保険 | 国民健康保険等 | | 裁判所共済組合 | |
| 集合修習への移動 | | | | |
| 旅費（実務修習地 → 和光市） | 支給 | | 支給 | |
| 移転料（実務修習地 → 和光市） | — | | — | |
| 集合修習中 | | | | |
| 通所費（自宅 ↔ 司法研修所） | 不支給 | | 支給（通勤手当） | |
| 家賃・寮費 | | | 支給（住居手当） | |
| 社会保険 | 国民健康保険等 | | 裁判所共済組合 | |
| 日額旅費 | 不支給 | | 支給 | |
| 他の移動関係 | | | | |
| A班の集合修習から実務修習地の旅費 （集合修習 → 選択型実務修習） | 支給 | | 支給 | |
| B班の集合修習から実務修習地の旅費 （集合修習・二回試験 → 修習終了） | — | | 支給 | |

（給与額は新64期のものを記載した。）

平成29年4月18日(火)
山添 拓 議員(共産)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

4問 どのような検討により、基本給付金を月額13.5万円、住居給付金を月額3.5万円とする制度としたのか、法務当局に問う。

[理由]

- ・ 修習給付金の額は、最終的には最高裁判所規則で定められることになるが、制度設計の過程で、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るという制度の導入理由のほか、修習中に要する生活費や学資金等の司法修習生の生活実態その他の諸般の事情を総合考慮するなどして決定したものである。

平成29年4月18日(火)
山添 拓 議員(共産)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

5問 貸与制を併存させる理由について、法務当局に問う。

[結論]

- ・ 本改正法案においては、修習に専念できる環境を確保する観点から、修習給付金制度を創設するとともに、貸与制については、貸与額を見直した上で併存させることとしている。
- ・ すなわち、新制度導入後は、司法修習生には、修習給付金が支給されるほか、その申請により、無利息で、「修習専念資金」、すなわち、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要な資金を貸与するとされているところ。
- ・ (新たな貸与制の詳細は、今後、最高裁判所規則によって定められることとなるが、貸与額を見直すほかは、貸与金の返済開始時期などを始め、基本的に現行の貸与制と同様の仕組みを維持することを予定している。)

(参照条文) 改正裁判所法案

(修習給付金の支給)

第六十七条の二 (略)

2 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

3 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

4～6 (略)

(修習専念資金の貸与等)

第六十七条の三 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要

な期間として最高裁判所が定める期間，司法修習生に対し，その申請により，無利息で，修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて，修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

2～5 （略）

（参考）現行の貸与額

- 基本額 月額23万円
- 基本額未満の額の貸与を希望する場合 月額18万円
- 扶養家族があるか，住居を賃借している場合 月額25.5万円
- 扶養家族があり，かつ，住居を賃借している場合 月額28万円

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
4月18日(火) 参・法務委

司法法制部 作成
山添 拓議員(共産)

6問 本改正法案は、修習給付金だけでは生活できない司法修習生がいるという前提で制度設計されたものか、法務大臣の認識を問う。

〔結論〕

- ・ 本改正法案においては、法曹人材確保の充実・強化の推進を図るため、修習給付金を創設するとともに、貸与制については、貸与額を見直した上で併存させることとしている。
- ・ 司法修習生の生活実態も様々であり、一概に述べることはできないが、制度設計としては、司法修習生が習得に専念することを確保するため、今般新たに設けることとした修習給付金の支給を受けてもなお資金が必要な場合には、引き続き貸与を受けられる仕組みとなっているものと理解。

(参照条文)

○改裁判所法案

第六十七条の二(修習給付金の支給) (略)

2 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

3 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

4～6 (略)

第六十七条の三(修習専念資金の貸与等) 最高裁判所は、司法修習

生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間，司法修習生に対し，その申請により，無利息で，修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて，修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

2～5 （略）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対**大臣**・副大臣・政務官)
4月18日(火)参・法務委

司法法制部 作成
山添 拓議員(共産)

7問 現行貸与制下の司法修習生の救済について、法務大臣の見解を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

〔前提〕

- ・ 修習給付金制度の創設に伴い、現行の貸与制下の司法修習生(新65期～第70期)に対しても何らかの救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知。

〔救済措置を設けない理由〕

- ・ 修習給付金制度の趣旨は、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年6月の骨太の方針で言及された「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図る点にある。
この趣旨からすれば、修習給付金について、今後、新たに司法修習生として採用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける。
- ・ 加えて、仮に、何らかの措置を実施するとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者等(注)の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題があるほか、そもそも既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解が得られ

ないのではないかと考えられるところ。

(注) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

〔結論〕

- ・ したがって、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】